

芸術文化活動振興事業

■ 交付対象事業

- ・ 音楽、美術など市民が創作したものの発表活動
- ・ 音楽、美術など市民が企画した一般向けの鑑賞活動
- ・ 郷土の歴史、文化に関する講演会の開催
- ・ 職業技能、生活文化史に関する研修会の開催

■ 交付対象

- ・ 留萌市内に事務所または住所を保有し、本市で活動している団体
- ・ 上記団体が連合して構成している広域的団体、実行委員会

※助成金の交付については、年度内で1回までです。

※企業が主催・共催する場合には助成対象となりません。

■ 交付金額

交付金額については、下記の表のとおりです

事業区分	補助率	助成限度額
<ul style="list-style-type: none">・ 市民団体が創作した発表活動・ 市民団体が企画した鑑賞活動・ 文化の振興に関する講演会・ 文化の振興に関する研修会	助成対象経費 の1/2以内	1事業につき 100,000円

■ 対象経費

報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料

※詳細については別紙参照

※旅費については、別紙「留萌市旅費条例」と比較し、安価な額を対象経費とします。

学生割引や団体割引が適用される場合は、その額を対象経費とします。

※助成額は1,000円未満切り捨てです。

■ 注意事項

助成金を活用した場合は、留萌市の助成事業であることを明示するため、作成した配布物または掲示物（ポスター、チラシ、パンフレット、看板、新聞広告等）に、以下のロゴを表示していただきますようお願いいたします。

